

下条地域自治組織 地域自治推進計画

下条地区振興会

1 計画期間 令和3年度 ～ 令和5年度（3ヵ年）

2 下条地域の現状

当地域は従来から地域的なまとまりが強く、伝統的に子どもからお年寄りまでが参加する団体活動等は極めて積極的である。

地域内世帯からの各事業に対する負担金は毎年8千円余りで、負担金額はほぼ全納されている。また、地域活動では地域自らが知恵を出し、汗をかき、様々な事業を創出しながら現在まで継続してきており、特別養護老人ホームの誘致及び運営ボランティアの確立や地域先導で実現した学校法人幼稚園の設置と運営支援などが特筆される。更に、平成26年に他地域に先駆けて導入された小中一貫教育を進めるため、「未来にはばたく下条っ子のために」を合言葉に、地域一丸となって子どもたちへの支援を行っている。また、地域活性化の礎として、地区商工会や商工青年会及び地域で活動する様々な団体・グループ等の存在を挙げることができる。

当地域は歴史・文化の継承・保存活動が盛んで、新保広大寺節保存会、天神ばやし保存会、上新田八木節同好会などが歴史的資源でもある伝統を守る活動を行っている。また、下条地区振興会でも独自のプロジェクトチームを設置し、地域の歴史・文化の伝承と記録及び保存を行う事業を展開している。

一方、社会構造の変化や少子高齢化が進むと共に、公共施設の老朽化や利用形態の変化により、中峰スキー場・ロッジ中峰、温泉施設「みよしの湯」及び岩野野球場の廃止など、地域コミュニティの場が次々と減少していることから、公共施設利活用に関する住民参加型の検討会を設置して、地区にふさわしいあり方の検討を行っている。また、市の学区適正化方針による中学校区再編問題においては、当地域が行ってきた小中一貫教育推進との関わりなど難しい問題も多くあるが、公共施設利活用検討と同様に「下条中学校統合問題を考える会」を設置し検討を進めている。

当地域では、昭和における十日町町村合併から延々と続いてきた様々な施策を礎とし、更に時々の課題を解決する際には住民参加型の自治協働活動を基本としてきた。今後も人材確保と健全な財政運営を図りながら地域全体で各種取組を進めていくことが肝要と考えている。

3 下条地域の課題

- (1) 地域自治活動への若年層及び女性参加の推進
- (2) 文化遺産継承のための住民意識の把握とニーズに即応した活動の促進
- (3) 小中一貫教育推進地域における中学校区再編に係る住民意識の総合調整
- (4) 少子高齢化に対応する生活環境整備の推進
- (5) 公共施設の利活用及び社会教育活動拠点等に関するあり方の検討

4 下条地域の将来像、目標

- (1) 住民協働での自治活動を基本とし、必要な人材確保と有用な事業の調査・研究を通して、住民の負託に応える地域自治を展開する。

◎キャッチフレーズ 「豊かな自然、確かな絆、明るい明日」

- (2) 地域内の道路維持や歩道整備、住民拠点施設の改修などの生活環境整備を推進する。
- (3) 公共施設の改廃及び有効活用に取り組むと共に、公共施設の適正な維持・継続により活力ある地域づくりを推進する。
- (4) 医療・福祉や子育ての環境整備を進めると共に、共生社会の実現に向けた地域づくりを目指す。
- (5) 少子高齢化に対応する生活環境整備の推進と子どもの成長や健康長寿を目指した地域活動を創出する。
- (6) 近年多発する自然災害や原子力災害に備え、防災体制の一層の連携強化を図る。
- (7) 青少年の健全育成を図るとともに、若者世代を対象とした事業を創出し、すべての世代に住み継がれる地域づくりを推進する。
- (8) 小中一貫教育及び学区適正化問題に関する情報共有や理解の進展を図ると共に、子どもたちのより良い教育環境づくりを推進する。
- (9) 新保広大寺節など地域の伝統文化を未来へ継承するため、こども園・小中学校と連携し、伝統文化等の後継者育成に努める。
- (10) 上新田野首遺跡出土品の歴史的価値を県内外に発信する。
- (11) 都市交流及び子ども達の留学体験を通じ、交流人口の増加を図ると共に、地域の情報発信と賑わい創出を模索する。
- (12) 地域の豊かな自然を基調とした新たな魅力を発掘・発信すると共に、大地の芸術祭を利用した地域交流を深める施策を展開する。

5 下条地域の基本方針

【総務部会】

- (1) 広報紙による情報発信により、町内活動の支援を充実する。
- (2) 下条の歴史、文化及び遺跡等の地域遺産を未来へ継承し、次世代に誇れる地域づくりを推進する。
- (3) 地域支援制度の採用による地域協働事業を創出する。
- (4) 町内単位での調査・点検をもとに、道路整備等の公共事業を促進する。
- (5) 地域内公共施設の管理及び環境整備に関する事業を展開する。
- (6) 公共施設の有効利用の方策と地域活動等の拠点場所を検討すると共に、災害時避難場所の整備を図る。

【生活・福祉部会】

- (1) 高齢者福祉活動及び環境保護活動を推進すると共に、共生社会を構築するための地域づくりを推進する。
- (2) 地域住民の健康増進のための講習会や地域活動を事業化し、生活環境の充実を図る。
- (3) 町内単位の自主防災組織の連合体の設置及び自然災害発生時の対策等の研究を進める。

【教育・スポーツ部会】

- (1) 地区公民館の青少年等を対象にした育成事業を支援し、健全育成と情操の涵養を図る。
- (2) 幼児教育及び義務教育への支援を充実すると共に、青少年育成活動及び社会教育活動を中心とした住民の生涯学習基盤を構築する。
- (3) 中学校区再編問題に関する学習会や市との意見交換会、地域住民への情報発信などを通し、幼児・児童・生徒のより良い教育環境のあり方を模索する。

【まちづくり部会】

- (1) 地域の重要な歴史、文化遺産の継承を支援すると共に、記録・保存等の伝承事業を推進する。
- (2) 野首遺跡の歴史的価値を住民と共有し、県内外への情報発信事業を展開する。
- (3) 地域グループが行う都市との交流活動の支援を行い、交流人口の増加を図る。
- (4) 下条の魅力を内外に発信し、人口減少対策の一翼を担う。
- (5) 大地の芸術祭を利用した地域課題の解決策を模索する。

6 事業の実施計画

別紙、地域自治組織推進計画体系表のとおり。